

# 保険契約者保護機構について

— 平成 18 年 4 月施行の保険業法等の一部改正に基づく制度 —

## 1. 保険契約者保護機構の目的

- ・ 「保険契約者保護機構」は、万一 保険会社（外国保険会社等を含む。以下同じ。）が破綻した場合でも、破綻保険会社の保険契約（再保険契約を除く。以下同じ。）の移転等（移転、合併、株式取得）における資金援助等を行うことにより、保険契約者等の保護を図ることを目的として、生命保険会社・損害保険会社別に設立されています（平成 10 年 12 月 1 日発足）。
- ・ 全ての生命保険会社、全ての損害保険会社が、それぞれ生命保険契約者保護機構、損害保険契約者保護機構への加入を義務づけられています。

（注 1） 保険会社以外の者（少額短期保険業者など）は、保険契約者保護機構制度の対象ではありません。

（注 2） 再保険業務のみを行う保険会社その他の政令所定の保険会社には、保険契約者保護機構への加入義務がありません。

## 2. 補償内容

### (1) 補償対象となる保険契約

- ① いわゆる生命保険契約（個人生命保険、個人年金保険、団体生命保険、団体年金保険）
- ② a. 家計地震保険契約・自動車損害賠償責任保険契約
- ② b. その他いわゆる第二分野（損害保険）の保険契約（自動車保険契約以外の保険契約にあっては、個人・命令所定の小規模法人・いわゆるマンション管理組合を保険契約者とするものに限る。）
- ③ いわゆる第三分野の保険契約（医療保険、傷害保険等）

（注） 運用実績連動型保険契約（保険業法施行規則 74 条 1 号・153 条 1 号に掲げる保険契約をいう。）のうち特別勘定部分は補償対象契約から除かれます。なお、更生計画において、運用実績連動型保険契約につき他の保険契約に比し有利な条件を定めることができることとされています。

### (2) 補償率 — 「高予定利率契約」に該当しない場合 —

- ① いわゆる生命保険契約 責任準備金の 90%
- ② a. 家計地震保険契約・自動車損害賠償責任保険契約 責任準備金の 100%。ただし、破綻後 3 か月以内に発生した保険事故については、支払われるべき保険金の額の 100%。
- ② b. その他いわゆる第二分野の保険契約 責任準備金の 80%。ただし、破綻後 3 か月以内に発生した保険事故については、支払われるべき保険金の額の 100%。
- ③ a. 命令所定の「短期傷害保険契約」・「特定海外旅行傷害保険契約」 ② b. と同じ
- ③ b<sup>1</sup>. 命令所定の「非年金型疾病・傷害保険契約の積立部分」 責任準備金の 80%
- ③ b<sup>2</sup>. その他いわゆる第三分野の保険契約 責任準備金の 90%

（注 1） 破綻処理に際しては、一般に、責任準備金の削減のほか、予定利率の引下げ、早期解約控除の設定等の契約条件の変更が行われ、その結果 保険金等の額も引き下げられることとなります。

（注 2） 保険契約者保護機構による補償の補償率は、上記のとおり原則として各保険契約の責任準備金（将来における保険金等の支払いのために積み立てられているべき金額）に対するものであり、保険契約に基づき支払われるべき保険金等の額に対するものではありません。とくに、（注 1）の契約条件の変更の影響から、保険種類等により、当該変更後の保険金等の額が、当該変更前のその 90%または 80%を大きく下回ることがあります。

(3) 補償率 — 「高予定利率契約」に該当する場合 —

- ・ 上記(2)①または③b<sup>2</sup>. の保険契約のうち、破綻時においてその予定利率が過去5年間常に告示所定の「基準利率」を超えていた保険契約は、「高予定利率契約」として、その補償率は以下の式によって算出される率となります。

[ $90 - \{(\text{過去5年間の各年における当該保険契約の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2\}$ ] %

- ・ 告示所定の「基準利率」とは、生命保険会社／損害保険会社ごとに、保険契約者保護機構の会員全社の過去5事業年度における年平均運用利回りを基準とし、かつ当該利回りを超えるものとして告示で定める率をいい、具体的には以下のとおりとなっています。

[平成18年4月現在の「基準利率」] 生命保険会社：年3% / 損害保険会社：年3%

(注) なお、保険契約者保護機構制度は保険会社の債権者のうちとくに保険契約者等を保護するための上乗せの制度であることから、上記の式の結果にかかわらず、資金援助等がないとしたときの想定弁済率（「基準弁済見込率」）が補償率の下限とされます。

### 3. 保険契約者保護機構の財源

- ・ 保険契約者保護機構の財源は、会員保険会社からの負担金により賄われます。
- ・ 負担金は事前拠出制によりあらかじめ「保険契約者保護資金」として積み立てられますが、資金援助等に要する費用が現に積み立てられている保険契約者保護資金を上回ることとなる場合には、保険契約者保護機構が借入れを行うことにより対応することになります。

[借入限度額] 生命保険契約者保護機構：4600億円 / 損害保険契約者保護機構：500億円

### 4. 公的支援（生命保険契約者保護機構）

- ・ 生命保険契約者保護機構が資金援助等の必要に基づき行う借入れについて、政府保証を付すことが可能となっています。
- ・ 平成18年4月～平成21年3月までに破綻した会員生命保険会社に係る資金援助等に要する費用を賄うために必要な借入れの額を生命保険契約者保護機構の借入残高に加えた額が4600億円を超えることとなる場合には、内閣総理大臣・財務大臣による法定要件の認定を経て、予算で定める金額の範囲内において、当該費用の全部または一部について政府が補助を行うことが可能となっています。

### 5. その他

- ・ 平成18年4月施行の保険業法等の一部改正に基づく制度は、同月以降に破綻した保険会社に係る保険契約（同月前に締結された保険契約を含みます。）について適用されます。

以上

- ここでは制度の概要をご説明しています。厳密には、保険業法（平成7年法律105号）、保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令（平成10年大蔵省令124号）、保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令第一条の六第四項の規定に基づき金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより算出される率等を定める件（平成18年金融庁・財務省告示2号）等の定めによります。
- 個々の保険契約の補償内容等については、当該保険契約の引受保険会社にお問い合わせください。